

【47用語】

飛地（とびち）..離れている土地、各地に散在する土地

爾来（じらい）..尔来、それより後、そのとき以来

訓令（くんれい）..上級官庁が下級官庁に対し、法令の解釈や事務の方針等に関する下す命令

將又（はたまた）..あるいは、もしくは、なおまた

徵取（ちようしゆ）..求めて取り立てること

連署（れんしょ）..複数の人が署名・捺印すること、連印、連判

稟申（りんしん）..申し上げること

草製（そうせい）..下書、草案を作ること

回付（かいふ）..回送して渡すこと、送り届けること

結了（けつりょう）..すっかり終えること、終結、終了

【47解説】

近代の地方制度改革は、明治二十一年（一八八八）四月の市制・町村制及び同二十三年五月の府県制・郡制の公布によりほぼ確立した。これによつて府県・市町村のほかに郡が新たな行政単位となるが、当時の郡は小郡が多く、郡制の施行は困難な情勢であつた。このため政府は明治二十三年七月、郡の分合や市町村区域に関する指針を示し、各府県に対して実情を内申するように命じた。

この指示を受けて、利根川を県境とする埼玉・群馬の両県は、県界かつ郡界でもある利根川に散在する村落や飛び地を組み替えて、両県界を画定する必要に迫られたものと思われる。本文書は府県制・郡制公布後の明治二十三年八月、小松原埼玉県知事から佐藤群馬県知事へあてた利根川の両県郡界を変更するにあたつての協議書である。